

訪問相談・巡回相談のお申込みの流れ

小・中学校等の方
(訪問相談)



幼・保・こども園の方
(巡回相談)

STEP 1 : 相談内容（主訴）と状況の把握

主訴と状況について、校内・園内で把握をお願いします。
インタビューシート、巡回相談申込書等を活用すると相談の手続きがスムーズになります。



STEP 2 : 電話申込み 0229-26-2338



地域支援係あてにお電話ください。
相談内容（主訴）についての聞き取り、日程の調整をさせていただきます。

STEP 3 : 書類の準備・提出

- ・職員派遣依頼書
- ・インタビューシート

STEP 3 : 申請の準備

保護者の方、保健師さんと日程の調整
(必要に応じて)
巡回相談申込書を作成

STEP 4 : 訪問相談



STEP 4 : 各市町教育委員会へ 連絡と書類の提出

相談日の日程等を連絡
巡回相談申込書の提出

関係書類はこちら

- ほっと相談リーフレット
- 職員派遣依頼書様式例
- インタビューシート様式

各市町教育委員会より、古川支援学校へ
職員派遣要請・巡回相談申込書送付

◇お願い

訪問・巡回相談に係る旅費負担について
1 ケース 2 回までは県負担となります。
3 回目が必要な場合は、他所属支出にて
依頼元でのご負担をお願いします。

STEP 5 : 巡回相談



関係書類はこちら

- 発達障害早期支援事業リーフレット
- 発達障害早期支援事業実施要項
- 巡回相談申込書
- 外部専門家派遣依頼書